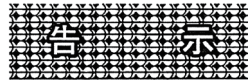


附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、様式第65号及び様式第130号の改正規定は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課



長野県告示第409号

令和5年3月31日専決処分した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年7月18日

長野県知事 阿 部 守 一

令和4年度長野県一般会計補正予算(第7号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	242,078,382	4,265,184	246,343,566
2 地方消費税清算金	108,070,000	△ 6,087	108,063,913
3 地方譲与税	42,766,001	△ 341,665	42,424,336
5 地方交付税	217,083,712	1,307,437	218,391,149
6 交通安全対策特別交付金	575,000	△ 16,948	558,052
7 分担金及び負担金	3,163,142	△ 844	3,162,298
9 国庫支出金	223,111,733	△ 7,163,525	215,948,208
10 財産収入	1,318,749	112,193	1,430,942
12 繰入金	18,236,763	△ 5,932,428	12,304,335
14 諸収入	184,271,771	1,548,426	185,820,197
15 県債	94,560,000	△ 314,000	94,246,000
歳入合計	1,155,680,833	△ 6,542,257	1,149,138,576

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	41,481,033	5,973,590	47,454,623
3 民生費	152,360,821	△ 1,429,018	150,931,803
4 衛生費	80,005,267	△ 10,131,313	69,873,954
7 農林水産業費	44,463,328	△ 62,527	44,400,801
8 商工費	199,473,286	△ 341,177	199,132,109
9 土木費	149,088,708	1,004,468	150,093,176
10 警察費	45,283,944	△ 230,191	45,053,753
11 教育費	196,164,839	△ 647,006	195,517,833
12 災害復旧費	10,243,389	△ 254,697	9,988,692
13 公債費	123,788,208	△ 305,333	123,482,875
14 諸支出金	103,592,814	△ 119,053	103,473,761
歳出合計	1,155,680,833	△ 6,542,257	1,149,138,576

2 地方債補正

地域鉄道整備事業費ほか15件

限度額

△ 314,000 千円

令和4年度長野県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)			
(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	50,282,011	△ 1,205,463	49,076,548
2 国庫支出金	53,038,516	△ 1,335,548	51,702,968
6 繰入金	11,908,601	△ 296,420	11,612,181
歳入合計	185,723,776	△ 2,837,431	182,886,345
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費	185,723,776	△ 2,837,431	182,886,345
歳出合計	185,723,776	△ 2,837,431	182,886,345

令和4年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)			
会計名	既決予定額	補正予定額	計
流域下水道事業会計(第3号)	19,708,697	11,010	19,719,707

財政課

長野県告示第410号

令和5年4月25日専決処分した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)			
(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	134,013,041	217,638	134,230,679
歳入合計	1,045,605,346	217,638	1,045,822,984
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	135,697,157	217,638	135,914,795
歳出合計	1,045,605,346	217,638	1,045,822,984

財政課

長野県告示第411号

令和5年7月7日成立した令和5年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部守一

令和5年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)			
(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	134,230,679	19,606,706	153,837,385
12 繰入金	20,540,488	7,476	20,547,964
13 繰越金	1	268,567	268,568
15 県債	75,822,000	1,241,000	77,063,000
歳入合計	1,045,822,984	21,123,749	1,066,946,733

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	45,031,190	543,359	45,574,549
3 民生費	135,914,795	2,564,051	138,478,846
4 衛生費	40,448,777	11,431,772	51,880,549
7 農林水産業費	41,973,220	1,282,004	43,255,224
8 商工費	198,560,838	3,256,855	201,817,693
9 土木費	111,175,833	309,200	111,485,033
10 警察費	44,074,487	50,400	44,124,887
11 教育費	187,017,849	161,908	187,179,757
12 災害復旧費	7,704,885	1,524,200	9,229,085
歳出合計	1,045,822,984	21,123,749	1,066,946,733

2 債務負担行為補正
中長期修繕・改修事業ほか3件 限度額 491,569 千円

3 地方債補正
県有施設整備事業費ほか3件 限度額 1,241,000 千円

財政課

長野県教育委員会告示第9号

令和6年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和5年7月18日

長野県教育委員会

1 要綱の名称

令和6年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課

長野県議会告示第5号

長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程をここに公布します。

令和5年7月18日

長野県議会議長 佐々木 祥 二

長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県議会議員(次条において「議員」という。)が長野県に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号のエにおいて同じ。)における長野県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号のエに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

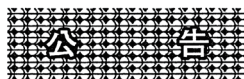
(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

総務課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 随意契約に係る調達産品等の種類及び数量
長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気
契約電力1,373kW及び予定使用電力量3,601,393kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
 - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月28日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野営業所
長野市柳町18番地
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社佐久営業所
佐久市跡部167番地1
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社諏訪営業所
諏訪郡下諏訪町西鷹野町4559番地43
 - 中部電力パワーグリッド株式会社長野支社飯田営業所
飯田市吾妻町100番地
- 随意契約に係る契約金額
 - 基本料金単価
2,059.52円/kW・月
 - 電力量料金単価
 - ア 夏季(7~9月) 23.37円/kWh
 - イ その他季 22.03円/kWh
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号